

今事務年度のの

「金融モニタリング基本方針」に基づく

監督・検査の概要

監督局と検査局が緊密に連携・役割分担し、昨事務年度の取組みをさらに進める

金融庁は9月11日に2014事務年度の「金融モニタリング基本方針」を公表した。本稿では、この基本方針を中心に今事務年度の監督・検査のおもなポイントについて紹介したい。なお、本基本方針は、14年9月時点の金融システムをとりまく経済金融情勢等をふまえて策定したものであり、今後、必要に応じて見直すことがありうる。本稿における意見にかかる部分は、筆者の個人的見解であることにご留意願いたい。

金融庁
参事官(金融モニタリング担当)

堀本 善雄

策定の背景

金融庁ではこれまで、一年間の監督局、検査局の業務方針を事務年度(7月1日～翌6月30日)の当初に打ち出してきた(監督方針、検査基本方針)。

昨年は、ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上)の一環として、検査基本方針を「金融モニタリング基本方針」

直し、オンサイト・モニタリング(立入検査)とオフサイト・モニタリング(ヒアリングや資料徴求)を効果的・効率的に組み合わせて実態把握を行う手法を導入した。

今事務年度は、こうした取組みをさらに進めるとともに、新たな金融モニタリングにおいて生じた監督局のこれまでのオフサイト・モニタリングとの重複を回避するため、監督方針と金融モニタリング基本方針を統

合するかたちで「金融モニタリング基本方針」を策定し(本年9月11日)、監督局と検査局が共通の方針のもと、緊密に連携・役割分担しながら、事務を進めることとした。

今事務年度の監督・検査の基本的な考え方

今事務年度の監督・検査にあたっては、政府の「日本再興戦略」の取組みもふまえた「デフレ脱却に向けた取組みと『好循環

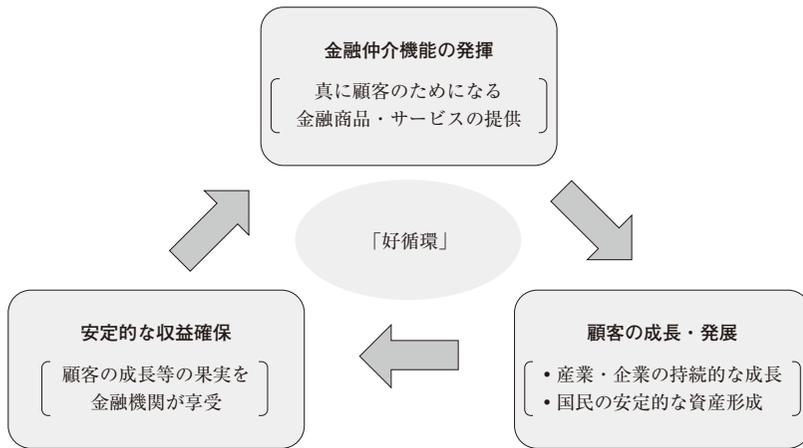
環』の実現」と、金融システムの安定のための「金融システム・金融機関の健全性の維持」を基本的な考えに据え、金融機関がよりすぐれた業務運営(ベストプラクティス)に向けて経営改善を図っていくよう、金融機関と建設的な対話を重ねていく。

(1)デフレ脱却に向けた取組みと「好循環」の実現

現在、政府全体として、デフレ脱却、経済の持続的成長に向けた取組みが進められており、

〔図表1〕

金融機関の取組みにおける「好循環」の実現



今後も、経済や産業に必要な資金が円滑に供給されることで、デフレ脱却に向けた動きをより確かなものとしていくことが重要となる。

また、高齢化や人口減少等が

進展していくなかでも、経済や産業が持続的な成長を続けて雇用や賃金の改善が実現すること、これまで現預金等に偏っていた国民の多額の資産が適切に運用され安定的な資産形成が図られ、結果として経済成長に必要なリスクマネーが供給されること

が求められている。そこで、金融機関が金融仲介機能を発揮し、経済の成長や国民生活の安定に寄与し、ひいては、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現を目指す必要がある、このために必要な施策に取り組んでいく(図表1)。

(2) 金融システム・金融機関の健全性の維持

金融機関が持続的に金融仲介機能を発揮していくためには、金融システムや金融

機関の健全性が維持されること
が不可欠な前提条件である。また、金融機関の経営は、国内外の市場や経済の動向等によって大きく影響を受ける。このため、金融システムをとりまく環境の変化に対し、金融システムおよび金融機関の健全性が維持されるよう、適切に対応することが重要であり、マクロ・ブルーデンスをはじめとする必要な施策に取り組んでいく。

今事務年度の重点施策

今事務年度は、以上を基本的な考え方として、次の9項目を重点施策に据えて、監督・検査に取り組む。

(1) 顧客ニーズに応える経営

前述の「好循環」を実現するためには、間接金融・直接金融を問わず、金融機関が顧客を第一に考え、真に顧客の利益になる金融商品・サービスの提供に努める必要がある。

そこで、今事務年度の監督・検査では、各金融機関において、たとえば顧客との総合的な取引関係のなかで優越的地位の濫用

防止・利益相反管理等の経営管理態勢が機能しているか、手数料や系列関係にとらわれることなく顧客のニーズや利益に真にかなう金融商品・サービスが提供されているか等について検証を行っていく。金融機関が自らの短期的な収益にとらわれることなく真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供することが「好循環」実現のための大前提となる。

(2) 事業性評価に基づく融資等

金融取引・企業活動の国際化や、高齢化・人口減少が進展するなか、日本の企業や産業が活力を保って経済を牽引することが重要である。グローバルな競争環境のもとで事業を展開する企業や産業では国際競争力を維持・強化することが、また地域経済圏をベースとした企業や産業では必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域の雇用や賃金の改善につながることが期待されている。

今事務年度の監督・検査では、金融機関が借手企業の事業の内容や成長可能性などを評価し

〔「事業性評価」〕、これをふまえた適切な融資や助言を行っているかについて、金融機関の経営姿勢や企業への実際の対応状況等を通じて、検証を行っていく。

(3) 資産運用の高度化

家計や年金の資金、その他機関投資家が運用する多額の資産が、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要である。このため、商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任（フイデューシャリー・デューティ（注1））を実際に果たすことが求められる。

各金融機関がそれぞれの役割・責任を果たしつつ、資産運用能力の向上に努めることで、国民の安定的な資産形成が図られることに加え、投資への流れが一層促進されることで資産運用市場や資産運用業も中長期的に発展していくという「好循環」の実現が期待される（図表2）。

今事務年度の監督・検査では、各金融機関がそれぞれの役割・責任を果たすにあたっての経営

陣の考え方、現場職員の業績評価の指標、現実に提供されている金融商品・サービス等について、検証を行っていく。

また、金融機関自身による有価証券運用についても、業態等により異なる資産運用の性格をふまえつつ、資産規模等に見合った運用やリスク管理の態勢が整備されているかについて検証する。

とくにこれらの検証は、法令等のルール（ミニマムスタンダード）に抵触していないかどうかの「ルールベース」ではなく、各金融機関がそれぞれの役割・責任を果たすというプリンシプルのもと、金融機関の創意工夫により、ベストプラクティスを目指していく観点から、金融機関と議論していきたいと考えている。

(4) マクロ・プルーデンス

マクロ・プルーデンスの視点に立った監督・検査は従来から取り入れてきたが、今事務年度はモニタリング手法を一層改善するなど、重点をおいて実施していく。

グローバルな経済・市場動向

と、金融システムや金融機関の健全性は相互に作用を及ぼし合う関係にある。たとえば、世界的にみて拡大が続いている信用市場がならなかたかたちで転換期を迎えた場合、日本の金融システム・金融機関にどのような影響を与えるのか。また、

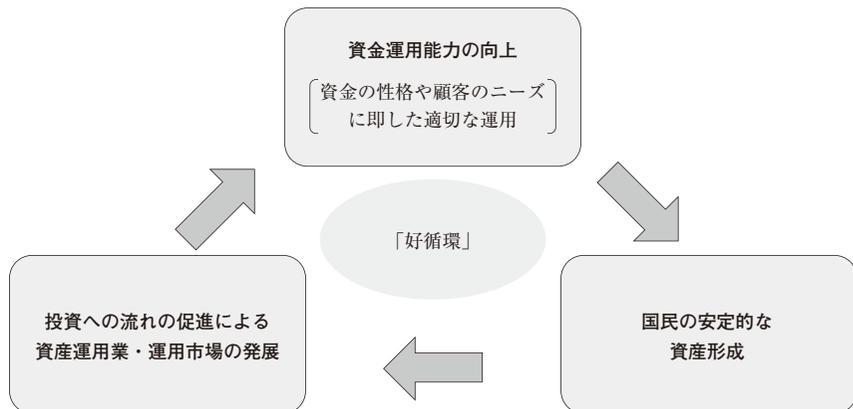
日本経済がデフレから脱却し、インフレ局面へと転換するなかで生じることが予想される金利や各種資産価格の変動が日本の金融システム・金融機関にどのような影響を与えるのか。足もとの個々の金融機関の経営は問題ないが、フォワードルッキングな視点でこれらの課題を検証する必要がある。

そこで、今事務年度の監督・検査では、こうした相互作用を前広に把握・分析するとともに、金融機関のリスク管理態勢を検証する。

と、金融システムや金融機関の健全性は相互に作用を及ぼし合う関係にある。たとえば、世界的にみて拡大が続いている信用市場がならなかたかたちで転換期を迎えた場合、日本の金融システム・金融機関にどのような影響を与えるのか。また、日本経済がデフレから脱却し、インフレ局面へと転換するなかで生じることが予想される金利や各種資産価格の変動が日本の金融システム・金融機関にどのような影響を与えるのか。足もとの個々の金融機関の経営は問題ないが、フォワードルッキングな視点でこれらの課題を検証する必要がある。

〔図表2〕

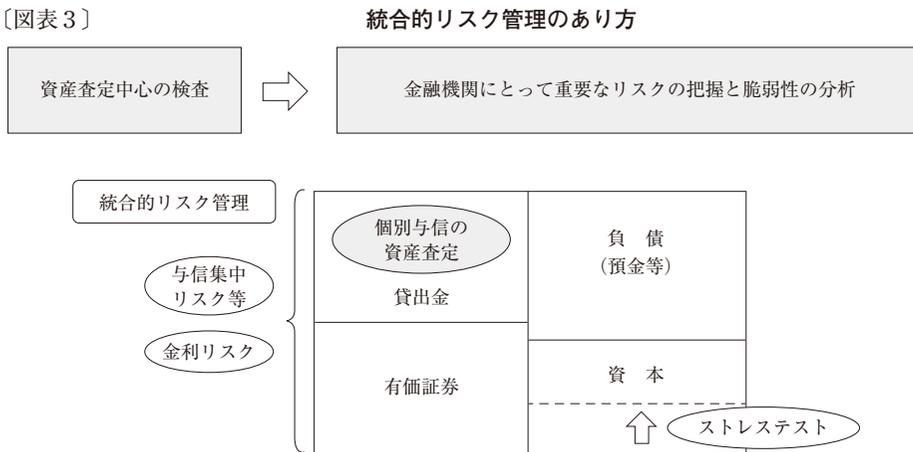
資産運用の高度化における「好循環」の実現



(5) 統合的リスク管理

これまで金融機関の健全性についての検証は、立入検査（オンライン・モニタリング）における個別の資産査定を中心に行

〔図表3〕



われてきた。これは不良債権問題の解決という観点からは、有効な手法であったと考えている

が、今後は、金利リスクや与信集中リスク等の管理態勢や、ストレステストの実施状況の確認など、金融機関全体の健全性の観点から、金融機関にとって重要なリスクの把握と脆弱性の分析を中心に行っていく(図表3)。

具体的には、貸出が減少している金融機関で有価証券運用を増やしているような場合、従来と同じように資産査定ばかりやっていると、より大きなリスクに十分リソースを割けないこととなる。あるいは、大口融資先や一つの業種への集中が重要なリスクとなっている金融機関もある。そこで、金融機関ごとに異なる重要なリスクの所在を把握したうえで、それぞれの金融機関が統合的なリスク管理をどのように行っているか把握する。

なお、オンサイト・

モニタリングにおける個別の資産査定は、金融機関において引当等の管理態勢が整備され有効に機能していれば、引き続き金融機関の判断を原則として尊重する。また、前記の検証を前提として、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外についても、原則として金融機関の判断を尊重していく。

(6) ビジネスモデルの持続可能性と経営管理

人口減少の進展など事業環境が変化しているなか、金融機関が目先の収益の追求ではなく、持続可能なビジネスモデルを構築することが、将来にわたり金融機関の健全性を確保していくうえで重要である。ビジネスモデルそのものは個別の経営判断によるべきことは当然ではあるが、持続可能性のないビジネスモデルは、金融機関の経営基盤を脅かし、健全性を損う結果につながりかねないものであることから、当局としてもビジネスモデルの持続可能性に強い関心をもっている。

そこで、今事務年度の監督・

検査では、各金融機関が中長期的な経済・社会の動向をどのように認識しているかや、いかなる経営方針のもとで、ビジネスモデルの持続可能性を確保しようとしているかについて、議論を深める。

また、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築していくにあたっては、経営陣の役割がきわめて重要である。そこで、経営管理態勢(ガバナンス)の実質的な機能発揮状況等についても検証する。この際、形式的なガバナンス形態などによって判断するのではなく、内外の金融機関や事業会社などにおける経営管理の範となるような事例についての知見を高めながら、各機関が実際にどのように機能を発揮しているか検証していく。

(7) 顧客の信頼・安心感の確保等

金融システムは経済の重要なインフラであることをふまえ、昨今問題が深刻化しているインターネットバンキングの不正送金やサイバー攻撃への対応状況、反社会的勢力への対応やマネー・ロンダリング対応等の取組みについて、引き続き検証して

いく。

(8)東日本大震災からの復興の加速化

東日本大震災の被災地域に関して、これまでの二重ローン問題への対応には引き続き取り組みを深めていく。加えて、被災地域では産業復興や地域再生が本格化し、地域の核となる産業の育成、環境変化をふまえた街づくりが重要となってきた。そこで、金融機関に対しては、こうした被災地域の状況をきめ細かく把握し、必要な金融面での支援に取り組みを促していく。

(9)公的金融と民間金融

経済活性化に向けて、民間金融と公的金融のそれぞれが期待される機能を果たしていくことが重要である。そこで、民間金融との競合・補完状況について実態把握し、両者のより望ましい関係の実現について、関係者と議論していく。

具体的な モニタリングの取組み

今事務年度は、以上の9項目の重点施策をはじめ、監督・検査において次のような取組みを

進めていく。

(1)オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

冒頭で述べたように、今事務年度は監督局と検査局が共通の方針のもとで緊密に連携していく。これにより、監督局・検査局のモニタリングの重複部分を排除し、金融機関の負担軽減を図っていく。

また、基本方針の一本化のほかにも、業務プロセスの見直し等を通じて、効果的・効率的な業務運営を進めていく。具体的には、今事務年度の基本方針に基づき、それを実現するために、監督局と検査局の同じ業態を担当するチームが具体的な役割分担やプロセスを、常に協議しながら業務運営していく。それにあたっては、これまで別々の階にあった監督局と検査局のオフイスを全面的に変更し、同じ業態を担当する監督局と検査局のチームは近接して日々の業務を行うこととし、より綿密な連携をとれるよう配置している。

こうしたさまざまな取組みにより、金融機関の負担軽減を図っていく。

(2)よりよい業務運営に向けての建設的な対話の促進

建設的な対話を通じ、金融機関が自主的に創意工夫を凝らしながら、より優れた業務運営（ベストプラクティス）と顧客へのサービスの質の改善に向け、健全な競争が行われることを促進する。また、金融庁が実施した各種検証・分析等の結果は、金融機関の取組みの参考になるよう、今事務年度も「金融モニタリングレポート」等のかたちで公表・還元する。

(3)国際的な連携の強化

金融機関の業務のグローバル化や金融取引の国際化の進展を念頭に、国際的な議論への貢献、各国当局との連携強化、諸外国の監督動向をふまえた監督手法の改善に取り組む。

(4)関係者との対話の充実、情報収集の強化

金融機関のステークホルダーである株主、顧客、社外取締役・監査役、営業現場の職員、自主規制機関、地域社会などとの意見交換等を通じて、金融機関における当局との窓口担当者との対話に限られない、360度

での情報収集を進める。

* * *

金融モニタリング基本方針では、以上の重点施策およびモニタリングの取組みについて、業態ごとの特性等をふまえてブレイクダウンした「各論」を、主要行等、中小・地域金融機関、保険会社等、金融商品取引業者等について用意している。具体的には、それぞれの業態について、当該業態に係る課題と今事務年度の考え方、おもな重点施策や着眼点および監督・検査の手法を掲載している。関係する業態に対する監督・検査のあり方の詳細についてご関心の方は、金融庁ウェブサイト(注2)を参照されたい。

(注)1 ここでいう「フィデューシヤリー・デューティ」は、他者の信託を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広いさまざまな役割・責任の総称として用いている。

2 <http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html>